

漁港漁場整備法の規定に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成14年岩手県告示第689号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	所在地	指定区域	指定物件	漁港名	所在地	指定区域	指定物件
[略]				[略]			
根白漁港	[略]	東防波堤、東防波堤南端西側角と南第1防波堤東端南側角を結ぶ直線、南第1防波堤及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	[略]	根白漁港	[略]	東防波堤、東防波堤南端西側角と内港第1防波堤西端南側角を結ぶ直線、内港第1防波堤、南第1防波堤及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	[略]
[略]				[略]			
備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び所管地方振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。				備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課並びに所管広域振興局水産部及び水産部水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							